



流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和4年2月17日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和3年度  
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

# 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査を実施した監査委員名	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象及び実施月	1
第5	定期監査	2
1	監査の目的及び方法	2
2	重点事項	2
3	総合意見	2
	(1) 財務に関する事務について	2
	(2) 使用料の事務の執行について	2
4	個別意見	3
	(1) 指摘事項	5
	(2) 検討・要望事項	6
	(3) 注意事項(措置対象外)	8
第6	行政監査	11
1	監査テーマ	11
2	監査の目的及び方法	11
3	監査の対象	11
4	監査の着眼点	12
5	情報セキュリティ対策の実施状況について	12
	(1) 情報セキュリティ対策に関する規程について	12
	(2) 各部局における情報セキュリティ対策の実施状況 について	12
	(3) 外部記録媒体の管理について	13
6	総合意見	13
7	個別意見	14
	(1) 指摘事項	15
	(2) 検討・要望事項	15
	(3) 注意事項(措置対象外)	15

## 令和3年度流山市定期監査・行政監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号の規定及び法第199条第2項及び監査基準第4条第1項第2号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

### 第1 監査の種類

令和3年度流山市定期監査・行政監査

### 第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久  
坂巻 儀一

### 第3 監査の期間

自 令和3年8月2日  
至 令和4年1月24日

### 第4 監査の対象及び実施月

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

#### 監査実施状況（場所：流山市役所）

対象部局名	実施月	対象事務事業の期間
財政部、総務部、総合政策部、 土木部、まちづくり推進部	10月	4月1日から7月31日まで
子ども家庭部、議会事務局、 経済振興部、農業委員会事務局、 選挙管理委員会事務局、 消防本部、市民生活部、 健康福祉部、監査委員事務局	11月	4月1日から8月31日まで
環境部、教育総務部、 生涯学習部、学校教育部、 上下水道局、会計課	12月	4月1日から9月30日まで

## 第5 定期監査

### 1 監査の目的及び方法

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・課の年間事務・事業の実施状況
- ・予算執行状況（歳入）
- ・予算執行状況（歳出）

### 2 重点事項

使用料の事務の執行について

着眼点：使用許可申請書は提出されているか。

使用料は各条例等に定める時期までに納付されているか。

また、減免処理や督促処理を適切に行っているか。

### 3 総合意見

#### (1) 財務に関する事務について

財務に関する事務については、伝票の起票漏れ及び遡りでの起票のほか、予算執行科目の誤りや予算執行伺書の内容記載漏れ等、伝票・契約事務で前年度同様の誤りが散見された。

流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）に基づく適正な事務執行が行われるよう、各課において現行のチェック体制を検証し、再構築するとともに、職員一人ひとりの知識の習得、意識の向上が図られるよう市全般の財務を所管する課が指導的立場として、全庁的に対応を講じられたい。

#### (2) 使用料の事務の執行について

使用料の事務の執行については、行政財産である土地・建物の一部の使用や道路・河川等における占用など、各部局において申請書の受領、許可書の発行、使用料の徴収の事務を行っている。今回の監査では、前述した着眼点のもと、行政財産使用料、教育財産使用料、占用料を徴収するものについて申請書や許可書等の関係書類の提出を求め、かつ関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

監査した範囲において、おおむね適正に事務が執行されていたが、申請書や許可書、起案文書等に記入漏れや鉛筆書き、記載誤りなどが

散見される等、不適切な処理が確認されたため、適正な事務処理を徹底されたい。

使用料の算出においては、適用される条例の誤りや条例の解釈の誤り、対象物件の誤認などによる算出誤りが確認された。使用料の算出に関しては、規定に基づき負担の公平性を確保することが非常に重要である。市への信頼の観点からも正しい算出方法を課内で共有するとともに、年度が経過しても同様の誤りが発生することのないように、各課において職員間の引継ぎを密に行うほか、課内でチェック機能が果たされるよう対策を講じられたい。

特に、行政財産使用料においては、行政財産使用料条例（昭和61年流山市条例第26号）第2条第2項に規定されているにもかかわらず、1月以上の建物の使用に係る使用料に消費税相当額を加算していなかった事例など算出誤りが散見されたことから、条例の正しい解釈に基づく全庁的に統一された算出方法の周知について対応を求める。

#### 4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項							計	検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
総合政策部								0	1	8
総 務 部								0	1	4
財 政 部								0	2	3
市民生活部			1					1	1	4
健康福祉部	2							2	1	13
子ども家庭部			1					1	1	4
経済振興部								0	0	2
環 境 部	2							2	0	2
まちづくり推進部								0	0	5
土 木 部	1							1	1	4
会 計 課								0	0	0
上下水道局								0	0	3
議会事務局								0	1	0
選挙管理委員会事務局								0	1	1
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	0	0
教育総務部								0	1	6
学校教育部								0	1	4
生涯学習部	7							7	1	6
消 防 本 部								0	0	0
合 計	12	0	2	0	0	0	0	14	13	69

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。

（環境部クリーンセンター）

（生涯学習部生涯学習課）

（生涯学習部スポーツ振興課）

（生涯学習部公民館）

（生涯学習部図書館）

・行政財産使用料の算出について、端数処理方法に誤りが確認された。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。

（健康福祉部高齢者支援課）

・行政財産使用料の算出に誤り（対象物件の誤認、算出した額が1件100円未満の場合に100円としていなかった）が確認された。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。

（環境部クリーンセンター）

（生涯学習部生涯学習課）

・行政財産使用料の算出について、建物の再調達価格や土地の評価額の根拠資料の添付がなく、前年度と同じ単価で算出していた。適切な根拠資料及び条例に基づく適正な使用料の算出を求める。

（生涯学習部スポーツ振興課）

・行政財産使用料を算出するにあたり、誤った条例を適用したことにより、誤った金額で許可していた。また、教育財産の名称及び所在地を間違えて許可書を発行していた。適切な条例を適用するよう留意するとともに、条例に基づく適正な使用料の算出及び事務執行を求める。

（生涯学習部スポーツ振興課）

・道路占用許可について、国土交通省発出通知において占用料が免除対象となっているものについて占用料を徴収していた。関係通知等の内容確認を適宜行い、関係法令等に基づく適正な使用料の算出を求める。

（土木部道路管理課）



・予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、随意契約に付した場合は見積書を徴取すべきところ、予算執行伺書（A）の起票前に見積書を徴取していた。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。

（健康福祉部高齢者支援課）

<事故が発生するおそれがある事項>

・令和3年3月に納入されたハガキについて、令和3年4月に伝票起票し、令和3年度予算で支出していた。規則等に基づく適正な事務執行を求める。

（市民生活部市民課）

・児童館の修繕について、請書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。

（子ども家庭部子ども家庭課）

（2）検討・要望事項

・切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。

（総合政策部秘書広報課）

（財政部税制課）

（健康福祉部社会福祉課）

（子ども家庭部保育課）

・住民基本台帳事務管理事業の切手について、令和3年4月時点で、切手の繰越金額が約12万円あった。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、過度な枚数を保有することがないように、他事業での使用を検討するとともに、計画的な購入・使用に努め、適正に管理されたい。

（市民生活部市民課）

・前渡資金整理簿に一部記載漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿への記載を徹底し、厳正に管理されたい。

（議会事務局）

・前渡資金整理簿が作成されていなかった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿の作成、記載を徹底し、厳正に管理されたい。

(選挙管理委員会事務局)

・軽自動車税システム機器賃貸借について、伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、事業別予算の考え方に基づく適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(財政部市民税課)

・式典に係る費用について、教育総務課予算(教育委員会費)及び学校教育課予算(教育振興費)から支出しており、複数の事業にまたがった予算執行となっていた。予算計上がないものについては、財政部局とも協議するとともに、事業別予算の観点から、適正な予算執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(教育総務部教育総務課)

(学校教育部学校教育課)

・所管している行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料に消費税相当額を加算していなかった事例等が散見されるなど、各課において統一的な運用ができていなかった。使用料の算出方法が全庁的に統一されるよう対策を講じられたい。

(総務部財産活用課)

・道路占用許可について、流山市占用規則(平成13年流山市規則第8号)では、占用料の減免を受けようとするものは占用料減免申請書により申請すると規定されているが、国土交通省発出通知に減免対象と記載されている物件等については減免申請書の提出を求めていなかった。減免申請書の省略について、流山市占用規則等に特例として規定することを検討されたい。

(土木部道路管理課)

・自動販売機設置場所賃貸借において、募集要項で定めた納入期日後に納入通知書発行の起案を作成、発送し、かつ調定票を規則どおりに起票していなかった。規則等に基づき適正に事務を執行されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・未調定があったもの（上半期分のみの調定となっているものを含む）	経済振興部商工振興課 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課 生涯学習部博物館
・事後調定があったもの	総合政策部秘書広報課 学校教育部学校教育課
・調定票を遡って起票していたもの	市民生活部市民課
・重複調定があったもの	総合政策部秘書広報課
・支出負担行為票の未起票があったもの	総合政策部秘書広報課 総合政策部情報政策・改革改善課 総務部総務課 総務部人材育成課 市民生活部市民課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部介護支援課 健康福祉部障害者支援課 子ども家庭部保育課 生涯学習部公民館
・支出負担行為票を遡って起票していたもの	子ども家庭部子ども家庭課 子ども家庭部保育課 教育総務部学校施設課
・支出負担行為票を重複して起票していたもの	まちづくり推進部まちづくり推進課
・伝票に訂正済みと記載されているがデータの訂正がされていなかったもの	健康福祉部社会福祉課
・還付金の返納金を歳入で受け入れているもの	財政部税制課
・支出科目に誤りがあったもの（予算との相違含む）	総合政策部情報政策・改革改善課 上下水道局下水道建設課 教育総務部学校施設課

<p>・ 出納員または分任出納員の指名がされていなかったもの</p>	<p>教育総務部教育総務課 教育総務部学校施設課</p>
<p>・ 予算執行伺書の内容または見積書等の日付に記載漏れや誤記等の不備があったもの（鉛筆、消えるボールペンによる記載を含む）</p>	<p>総合政策部秘書広報課 総合政策部マーケティング課 総合政策部情報政策・改革改善課 総務部総務課 財政部財政調整課 財政部市民税課 市民生活部防災危機管理課 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部介護支援課 健康福祉部障害者支援課 健康福祉部健康増進課 子ども家庭部子ども家庭課 環境部環境政策課 環境部クリーンセンター まちづくり推進部まちづくり推進課 選挙管理委員会事務局 学校教育部指導課 生涯学習部スポーツ振興課 生涯学習部公民館 生涯学習部図書館</p>
<p>・ 使用料に係る書類に記載漏れや誤記等の不備があったもの（鉛筆、消えるボールペンによる記載を含む）</p>	<p>総務部財産活用課 市民生活部防災危機管理課 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部高齢者支援課 まちづくり推進部まちづくり推進課 まちづくり推進部みどりの課 土木部道路管理課 土木部河川課 上下水道局経營業務課 上下水道局下水道建設課 教育総務部教育総務課 教育総務部学校施設課 生涯学習部スポーツ振興課</p>

・起案文書の内容に記載漏れがあったもの	健康福祉部介護支援課 土木部道路建設課 土木部河川課
・給付金決定通知書に不備があったもの	学校教育部指導課
・契約書を相手方へ渡していなかったもの	健康福祉部健康増進課
・切手受払簿に確認印が無かったもの	学校教育部指導課
・切手の保管場所が不適切であったもの	まちづくり推進部まちづくり推進課

## 第6 行政監査

### 1 監査テーマ

情報セキュリティ対策の実施状況について

### 2 監査の目的及び方法

新型コロナウイルス感染症への対応において、様々な課題が明らかになる中、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが求められているとして、政府にて「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が令和2年12月25日閣議決定された。これにあわせて、総務省にて「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日策定）が示され、自治体において情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化等と併せてセキュリティ対策の徹底が重点取組事項とされるなど、情報セキュリティ対策への取組の重要性はますます増大している。

本市においては、平成28年度に行政監査のテーマを「情報セキュリティ対策について」とし、現状と課題を把握し、流山市情報セキュリティポリシー（平成15年4月策定）の見直し及び実施手順を整備するよう指摘を行った。結果として、平成29年度には流山市情報セキュリティポリシーの大幅な改定及び実施手順のひな形の作成がなされて、各課においても実施手順が整備され、これらの規程に基づき年に一度、課単位で自己点検を実施するとともに、その自己点検を基に情報セキュリティ対策の主管課である総合政策部情報政策・改革改善課によって情報セキュリティ監査が実施されている。しかしながら、これまで全部局について情報セキュリティ監査は行われていないため、行政監査として情報セキュリティ意識調査表（監査資料）への記入を求めるとともに令和3年度の自己点検結果（「セキュリティポリシーに係るチェックシート」、以下「チェックシート」という。）の提出を受け、各部局へのヒアリングを行うことにより実施状況について監査することとした。

なお、「流山市情報セキュリティポリシー」を構成する第1章「情報セキュリティ基本方針」及び第2章「情報セキュリティ宣誓書」は公開、第3章「情報セキュリティ対策基準」は非公開とされていることから、監査資料の多くを非公開の取扱いとした。

### 3 監査の対象

令和3年度に総合政策部情報政策・改革改善課により発出された、情報セキュリティ対策として対応を求められた事項への対応状況及び、チェックシート項目への各部局における対応状況を対象とした。

#### 4 監査の着眼点

情報セキュリティポリシー及び情報システムの実施手順に基づき、適切に実施されているか。

#### 5 情報セキュリティ対策の実施状況について

##### (1) 情報セキュリティ対策に関する規程について

情報セキュリティ対策については、総務省により、地方公共団体が情報セキュリティポリシーを策定する際の参考となるよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版）」（平成13年3月30日策定、令和2年12月28日改定）が示されている。本市においては、前述のとおり平成15年に策定された流山市情報セキュリティポリシーを平成29年に大幅に改定を行ったほか、必要に応じて都度改正を行い、直近では総務省の上記ガイドラインの改定を受け令和3年4月に改定するなど、適切に見直しが行われていた。また、流山市情報セキュリティポリシーを具現化するための実施手順についても、各課で所管する情報システム毎に作成されていることが確認された。

なお、汎用パソコンや外部記録媒体等の取扱い、管理等については、個別に要領等が制定されているが、制定時の内容が更新されず、現状とそごを生じているものも確認されたため、検討・要望事項として後述する。

##### (2) 各部局における情報セキュリティ対策の実施状況について

平成28年度の行政監査では、流山市情報セキュリティポリシーが職員全員に周知徹底されているとは言い難い状況であったが、今回調査した範囲においては、各部局において回覧等が行われ、職員が一読するよう周知されていた。また、情報システムを所管する課については、実施手順についても同様に周知されていた。

自己点検に使用されているチェックシートについては、総合政策部情報政策・改革改善課にて重点的な取組が必要な事項や取組が進んでいない項目を念頭に毎年度チェック項目の見直しが行われており、自己点検が情報セキュリティ対策の改善に寄与していることが確認された。また、チェックシート項目及び総合政策部情報政策・改革改善課から発出された情報セキュリティ対策への対応依頼については、外部委託者へのセキュリティ対策の確認なども含め、各課にて適切に対応されていることが確認された。

一方で、流山市情報セキュリティポリシーについては、専門的な内容で理解が難しいとの声や、チェックシートについて、自己点検に係る期間の設定がないことや、回答の選択肢が少ないことで、分かりにくいとの声や、課としての回答がしにくいとの声があった。

また、外部記録媒体の管理について、一部課題が見受けられたため、次項にて詳述する。

### (3) 外部記録媒体の管理について

USBメモリに代表される外部記録媒体については、外部記録媒体取扱管理要領（平成27年9月1日施行）にてその取扱いが定められており、原則として公費で購入し、所属長が管理するもの（以下「公用」という。）に使用が限られている。全庁LANパソコン及び個人番号利用事務系パソコンにおいて公用の外部記録媒体（CD及びDVDを除く）を使用するときは、登録申請書を提出し、情報政策担当課長の許可を受けることとなっており、この登録期間は、申請のあった年度末までとし、登録期間終了後も継続して使用を希望する場合は、再度申請をしなければならないとされている。しかしながら、再度の申請を行わないまま使用している部局が一部見受けられた。また、再度の申請があった際に、総合政策部情報政策・改革改善課にて登録申請書の内容と、登録状況との付け合わせが行われていなかったこと、各課において使用を廃止した際の廃止届の提出が漏れていたこと等により、登録状況と各課における使用状況にそごが生じていた。

公用の外部記録媒体の廃止については、廃止届を提出したものの廃棄処理が行われず現物が保管されている事例も確認されたため、これらの件については、指摘事項、検討・要望事項として後述する。なお、保管場所については、各部局において施錠管理が徹底されていることが確認された。

## 6 総合意見

情報セキュリティ対策の実施状況については、流山市情報セキュリティポリシーをはじめ、各種規程に基づき、調査した範囲においておおむね適正に事務が執行されていた。しかしながら、一部要領等について現状とそごが生じているものが確認されたため、見直しを行い、必要に応じて改定等の手続きにより整理されたい。また、流山市情報セキュリティポリシーには専門的な内容も含まれており、全職員が全てを把握することは困難かつ必要性に欠けると思われるものの、全庁的な教育として現状行われている全職員を対象としたeラーニングによる基礎的な研修や、



各課1名程度を対象とした講義形式の研修等を継続し、それぞれの業務に必要となる知識を得る機会を設け、基礎的な知識の習得と情報セキュリティ対策への意識の向上を図るよう努められたい。

公用の外部記録媒体の管理については、登録状況と使用・保有状況とのそごが散見されたため、各課において使用及び保有状況を再度確認し、不要となったものについては適切に破棄を行い、実態と登録状況とが合致するよう整理されたい。また、各課において適切に管理することはもちろんのこと、内部統制の観点から、情報セキュリティ対策の所管課である総合政策部情報政策・改革改善課にて各課の保有状況を把握できるよう、登録申請の際の確認や破棄状況の確認を行い、そごが生じないようにチェック体制を確立されたい。

現状、本市において情報セキュリティインシデントは発生しておらず、情報セキュリティ対策について積極的に取り組んでいることが確認されたが、最大の脅威に「慣れ」による油断があることを意識し、今後も日々の対策を怠ることなく業務に当たられたい。

## 7 個別意見

監査の結果、事務事業の一部について「行政監査 指摘事項等一覧」（表3）のとおり指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求めるものとする。

【表3 行政監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部			1					1	2	1
合計	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

以下の事項について、所管課である総合政策部情報政策・改革改善課において対応を求める。

(1) 指摘事項

<事故が発生するおそれがある事項>

・公用の外部記録媒体の管理について、登録申請書記載の情報と登録状況、各課での使用状況とにそごが生じていた。情報セキュリティ対策の所管課として全庁的に現状を把握し、実態と登録状況とが合致するよう整理されたい。

(2) 検討・要望事項

・公用の外部記録媒体について、実態と登録状況のそごや、廃止届の提出後も廃棄処理が行われず媒体を保有している状況がみられたことから、再度の登録申請の際も登録状況との付け合わせを行うとともに、廃棄状況についても確認するようチェック体制を構築し、適切な管理について各課へ指導されたい。

・情報セキュリティ対策に関連し制定されている要領等の一部について、現状とそごが生じていたため、改定等の手続きを検討するとともに、定期的な見直しを行うよう要望する。

(3) 注意事項（措置対象外）

・チェックシートの回答選択肢の一部が分かりにくい記載となっていた。

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。